

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

| 修正後 | 修正前 |
|--|--|
| <p>第1章 総則</p> <p>第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>2 防災関係機関及び住民等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(1) 香川県</p> <p>12 被災した児童生徒の応急教育</p> <p>(2) 市町</p> <p>14 被災した児童生徒の応急教育</p> <p>(5) 自衛隊</p> <p>1 災害派遣の実施</p> <p>(被害状況の把握、避難の援助、遭難者等の搜索救助、水防活動、消防活動、人員及び物資の緊急輸送、道路又は水路の啓開、応急医療等の実施、給食及び給水、入浴の支援、危険物の除去等)</p> <p>(8) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p> <p>(公財) 香川県下水道公社</p> <p>社会福祉施設 学校等の管理者</p> <p>1 災害時における入所者、児童生徒等の安全の確保</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 治山対策計画</p> <p>山地災害の防止、水源かん養機能の向上、森林による生活環境の保全等を図るため、森林法に基づき、山地治山、予防治山、流域保全総合治山等の治山事業を推進する。</p> <p>主な実施機関</p> | <p>第1章 総則</p> <p>第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>2 防災関係機関及び住民等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(1) 香川県</p> <p>12 被災した児童・生徒の応急教育</p> <p>(2) 市町</p> <p>14 被災した児童・生徒の応急教育</p> <p>(5) 自衛隊</p> <p>1 災害派遣の実施</p> <p>(被害状況の把握、人命の救助、水防活動、消防活動、人員及び物資の緊急輸送、道路又は水路の啓開、応急医療等の実施、通信支援、給食及び給水、入浴の支援、危険物の除去等)</p> <p>(8) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p> <p>香川県下水道公社</p> <p>社会福祉施設 学校等の管理者</p> <p>1 災害時における入所者、生徒等の安全の確保</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 治山対策計画</p> <p>山地災害の防止、水源かん養機能の向上、森林による生活環境の保全等を図るため、森林法に基づき、山地治山、防災林整備、流域保全総合治山等の治山事業を推進する。</p> <p>主な実施機関</p> |

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

| 修正後 | 修正前 |
|---|--|
| <p><u>森林・林業政策課</u></p> <p>第2節 砂防対策計画</p> <p>1 現況</p> <p>(2) 急傾斜地崩壊対策事業</p> <p><u>本県には、土砂災害警戒区域が8,048箇所(土砂災害特別警戒区域は6,623箇所)あり、その発生原因による内訳として、土石流3,272箇所(2,329箇所)、急傾斜地の崩壊4,653箇所(4,294箇所)、地滑り123箇所となっている。(令和5年11月時点)</u></p> <p><u>土砂災害を未然に防止するため、優先度の高いところから砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業等を実施している。</u></p> <p><u>なお、</u>県内の地形等を考慮して7つの圏域に分割したうえで、ハード・ソフト両面から流域治水を推進するために必要な様々な対策を取りまとめた「流域治水プロジェクト」を策定し取り組んでいる。</p> | <p><u>みどり整備課</u></p> <p>第2節 砂防対策計画</p> <p>1 現況</p> <p>(2) 急傾斜地崩壊対策事業</p> <p>県内の地形等を考慮して7つの圏域に分割したうえで、ハード・ソフト両面から流域治水を推進するために必要な様々な対策を取りまとめた「流域治水プロジェクト」を策定し、<u>以下の事業</u>に取り組んでいる。</p> <p><u>(1) 砂防事業</u></p> <p><u>本県には、土石流危険渓流が2,803箇所あり、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから砂防指定地に指定し、順次砂防工事を実施している。</u></p> <p><u>(2) 急傾斜地崩壊対策事業</u></p> <p><u>本県には、急傾斜地崩壊危険箇所が3,634箇所あり、その内訳は、自然がけ2,820箇所、人工がけ814箇所となっている。</u></p> <p><u>危険箇所の災害を未然に防止するため、危険度の高いところから急傾斜地崩壊危険区域に指定し、順次急傾斜地崩壊防止工事を実施している。</u></p> <p><u>(3) 地すべり対策事業</u></p> |

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

| 修正後 | 修正前 |
|--|---|
| <p>2 実施内容</p> <p>(1) 防災工事の実施</p> <p>①砂防事業</p> <p>県は、土石流等有害な土砂の流出を防止する砂防堰堤、溪流の縦横浸食を防止する溪流保全工、護岸等の砂防設備の整備を行う。</p> <p>(3) 総合的土砂災害対策</p> <p>④土砂災害警戒情報の提供</p> <p>県は、高松地方気象台と共同して、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、<u>市町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、土砂災害警戒情報を作成・発表し、防災行政無線等を使用し、市町へ情報の提供を行う。</u></p> <p>第3節 河川防災対策計画</p> <p>2 実施内容</p> <p>(2) 水災防止対策の実施</p> <p>② 洪水に関する水位周知河川の指定</p> <p>略</p> <p>また、<u>水位周知</u>河川等以外のその他の河川（以下「その他河川」という。）についても、役場等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用す</p> | <p><u>本県には、地すべり危険箇所が 117 箇所あり、危険度が高いところから、地すべり防止区域に指定し、順次地すべり防止工事を実施している。</u></p> <p>2 実施内容</p> <p>(1) 防災工事の実施</p> <p>①砂防事業</p> <p>県は、土石流等有害な土砂の流出を防止する砂防堰堤、溪流の縦横浸食を防止する溪流保全工、護岸等の砂防設備の整備を行う。</p> <p><u>特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するものとする。</u></p> <p>(3) 総合的土砂災害対策</p> <p>④土砂災害警戒情報の提供</p> <p>県は、高松地方気象台と共同して、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったとき、市町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、土砂災害警戒情報を作成・発表し、防災行政無線等を使用し、市町へ情報の提供を行う。</p> <p>第3節 河川防災対策計画</p> <p>2 実施内容</p> <p>(2) 水災防止対策の実施</p> <p>② 洪水に関する水位周知河川の指定</p> <p>略</p> <p>また、<u>洪水予報</u>河川等以外のその他の河川（以下「その他河川」という。）についても、役場等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用</p> |

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

| 修正後 | 修正前 |
|--|--|
| <p>る等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町等へ河川水位等の情報を提供するよう努めるものとする。</p> <p>第5節 雨水出水防災対策計画</p> <p>1 現況</p> <p>略</p> <p>なお、県内の地形等を考慮して7つの圏域に分割したうえで、ハード・ソフト両面から流域治水を推進するために必要な<u>さまざま</u>な対策を取りまとめた「流域治水プロジェクト」を策定し取り組んでいる。</p> <p>第6節 ため池等農地防災対策計画</p> <p>農地及び農業用施設の災害発生を未然に防止する<u>とともに、ため池の治水活用を図るため</u>、老朽ため池の整備、地すべりの防止対策などを行い、農業生産の維持及び農業経営の安定<u>並びに農村地域の防災・減災力の強化</u>を図る。</p> <p>第7節 都市防災対策計画</p> <p>2 都市防災対策の推進</p> <p>(8) 宅地造成等の規制</p> <p>県等は、<u>盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域(宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域)</u>に指定し、<u>宅地造成等について</u>、必要な規制を行う。</p> <p>第9節 海上災害予防計画</p> <p>主な実施機関</p> | <p>する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町等へ河川水位等の情報を提供するよう努めるものとする。</p> <p>第5節 雨水出水防災対策計画</p> <p>1 現況</p> <p>略</p> <p>なお、県内の地形等を考慮して7つの圏域に分割したうえで、ハード・ソフト両面から流域治水を推進するために必要な<u>様々な</u>対策を取りまとめた「流域治水プロジェクト」を策定し取り組んでいる。</p> <p>第6節 ため池等農地防災対策計画</p> <p>農地及び農業用施設の災害発生を未然に防止する<u>ため</u>、老朽ため池の整備、地すべりの防止対策などを行い、農業生産の維持及び農業経営の安定を図る。</p> <p>第7節 都市防災対策計画</p> <p>2 都市防災対策の推進</p> <p>(8) 宅地造成等の規制</p> <p>県等は、<u>宅地造成工事により、がけ崩れや土砂の流出を生ずるおそれがある区域を宅地造成工事規制区域</u>に指定し、必要な規制を行う。</p> <p>第9節 海上災害予防計画</p> <p>主な実施機関</p> |

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

| 修正後 | 修正前 |
|---|--|
| <p><u>循環型社会推進課</u></p> <p>第13節 原子力災害予防計画 主な実施機関 <u>森林・林業政策課、循環型社会推進課</u></p> <p>6 広域的な応援体制の整備 県及び市町は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（<u>国からの指示に基づき、避難や一時避難を行う住民等に対し、除染を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査</u>をいう。）及び簡易除染等の場所等に関する広域的な応援について、民間事業者も含め協力協定等の締結を推進するなど、体制の整備を図る。</p> <p>第16節 林野火災予防計画 主な実施機関 <u>森林・林業政策課</u></p> <p>第17節 農林水産関係災害予防計画 主な実施機関 <u>森林・林業政策課</u></p> <p>第19節 防災施設等整備計画 4 通信施設等 (1) 県、市町及び防災関係機関は、災害時の通信連絡手段を確保するため、</p> | <p><u>廃棄物対策課</u></p> <p>第13節 原子力災害予防計画 主な実施期間 <u>みどり整備課、廃棄物対策課</u></p> <p>6 広域的な応援体制の整備 県及び市町は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（<u>居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定</u>をいう。）及び簡易除染等の場所等に関する広域的な応援について、民間事業者も含め協力協定等の締結を推進するなど、体制の整備を図る。</p> <p>第16節 林野火災予防計画 主な実施機関 <u>みどり整備課</u></p> <p>第17節 農林水産関係災害予防計画 主な実施機関 <u>みどり整備課</u></p> <p>第19節 防災施設等整備計画 4 通信施設等 (1) 県、市町及び防災関係機関は、災害時の通信連絡手段を確保するため、</p> |

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

| 修正後 | 修正前 |
|--|--|
| <p>通信施設・設備等に関して、次の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報通信施設の風水害等に対する安全性の確保及び施設の危険分散、通信路の多ルート化、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進、<u>定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築</u>等による防災対策を推進し、通信連絡機能の維持向上を図る。 <p>第22節 緊急輸送体制整備計画 (削除)</p> <p>第23節 避難体制整備計画</p> <p>家屋の倒壊、焼失やライフラインの途絶等の被害を受けた被災者、延焼拡大やがけ崩れ等の危険の迫った地域の住民等の迅速かつ安全な避難を実施するため、<u>地域の特性に応じた</u>指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の確保・<u>整備</u>、並びに避難情報発令基準等の策定を行い、住民に対して周知徹底を図る。</p> <p>2 指定避難所の指定、整備</p> <p>(1) 略</p> <p>市町は、要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配</p> | <p>通信施設・設備等に関して、次の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報通信施設の風水害等に対する安全性の確保及び施設の危険分散、通信路の多ルート化、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進等による防災対策を推進し、通信連絡機能の維持向上を図る。 <p>第22節 緊急輸送体制整備計画</p> <p>5 緊急通行車両等の事前届出制度の運用</p> <p><u>(1) 警察本部は、災害時における確認事務の省力化、効率化を図り、緊急通行車両等の円滑な通行を確保するため、緊急通行車両等の事前届出制度を適切に運用する。</u></p> <p><u>(2) 県及び市町は、あらかじめ協定等を締結している民間事業者等に対して当該制度の周知を行うとともに、自らも当該制度を積極的に利用するなど、その普及を図る。</u></p> <p>第23節 避難体制整備計画</p> <p>家屋の倒壊、焼失やライフラインの途絶等の被害を受けた被災者、延焼拡大やがけ崩れ等の危険の迫った地域の住民等の迅速かつ安全な避難を実施するため、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の確保、並びに避難情報発令基準等の策定を行い、住民に対して周知徹底を図る。</p> <p>2 指定避難所の指定、整備</p> <p>(1) 略</p> <p>市町は、要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配</p> |

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

| 修正後 | 修正前 |
|---|---|
| <p>慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるもの等を指定するものとする。<u>特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</u></p> <p>略</p> <p>(2) 指定避難所においては、あらかじめ、必要な機能を整理し、次の資機材等の整備や防災行政無線（戸別受信機を含む）等を活用した情報収集・伝達手段の確保を図るよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貯水槽、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド ・ 非常用電源、<u>ガス設備</u> ・ テレビ・ラジオ等災害情報の入手に必要な機器 ・ 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮した避難の実施に必要な施設・設備 <p>略</p> | <p>慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるもの等を指定するものとする。</p> <p>略</p> <p>(2) 指定避難所においては、あらかじめ、必要な機能を整理し、次の資機材等の整備や防災行政無線（戸別受信機を含む）等を活用した情報収集・伝達手段の確保を図るよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貯水槽、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド ・ 非常用電源 ・ テレビ・ラジオ等災害情報の入手に必要な機器 ・ 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮した避難の実施に必要な施設・設備 <p>略</p> |
| <p>第26節 ボランティア活動環境整備計画</p> <p>1 協力体制の確立</p> <p><u>(1)</u> 県及び市町は、香川県社会福祉協議会、市町社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部、NPO・ボランティア等と連携し、平常時から当該団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう連携体制の確立に努める。</p> <p><u>(2) 県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域におい</u></p> | <p>第26節 ボランティア活動環境整備計画</p> <p>1 協力体制の確立</p> <p>県及び市町は、香川県社会福祉協議会、市町社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部、NPO・ボランティア等と連携し、平常時から当該団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう連携体制の確立に努める。</p> <p>(新設)</p> |

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

| 修正後 | 修正前 |
|---|--|
| <p><u>て活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるとともに、県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（県社会福祉協議会等）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努める。</u></p> <p><u>(3) 市町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。</u></p> <p>第27節 要配慮者対策計画</p> <p>2 在宅の避難行動要支援者の対策</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 市町は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p> <p><u>(6) 市町は、市町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。ただし、条例等の規定に基づき、本人の同意なしに提供することができる場合はこの限りでない。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じ</u></p> | <p>(新設)</p> <p>第27節 要配慮者対策計画</p> <p>2 在宅の避難行動要支援者の対策</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(新設)</p> <p>(5) 市町は、市町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> |

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

| 修正後 | 修正前 |
|--|--|
| <p>るものとする。</p> <p>略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) <u>県は、市町における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などを提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。</u></p> <p>第28節 防災訓練実施計画</p> <p>6 避難救助訓練</p> <p>訓練実施に当たっては、要配慮者への支援体制を考慮するものとする。</p> <p>(1) <u>県及び市町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、防災訓練を行う。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 市町は、<u>土砂災害警戒区域等</u>において、自主防災組織や地域住民の協力を得ながら避難体制の整備を図るとともに避難訓練を行うものとする。</p> <p>(4) 略</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 活動体制計画</p> <p>2 県の動員配備体制</p> <p>(1) 配備基準</p> <p>職員の配備基準は、災害対策本部の設置の有無にかかわらず、次のとおりと</p> | <p>略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(新設)</p> <p>第28節 防災訓練実施計画</p> <p>6 避難救助訓練</p> <p>訓練実施に当たっては、要配慮者への支援体制を考慮するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 市町は、<u>土石流危険区域等土砂災害危険箇所</u>において、自主防災組織や地域住民の協力を得ながら避難体制の整備を図るとともに避難訓練を行うものとする。</p> <p>(3) 略</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 活動体制計画</p> <p>2 県の動員配備体制</p> <p>(1) 配備基準</p> <p>職員の配備基準は、災害対策本部の設置の有無にかかわらず、次のとおりと</p> |

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

| 修正後 | | | | | | 修正前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-------------------|---|------------|-------------------------|--|-------------|------|-------------------------|-------|-------------------------|--|--|--|-----------|-------------------|---|-----------|-----|-------|-----|-----|---|--|--|--|-----|------------|------------|-------|---|--|--|--|---------------|-------------------|---|-----------|-----|----------|-----|----------|-----|---------|-----|---------|
| <p>する。</p> <p>【風水害の場合】</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">区 分</th> <th style="width:15%;">配備基準</th> <th style="width:30%;">配 備 所 属</th> <th style="width:45%;">本部体制等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>第2次配備</td> <td>大雨、洪水等の警報が発表されたとき</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 危機管理課 ・ 広聴広報課、森林・林業政策課、農政課、土地改良課、農村整備課、水産課、土木監理課、技術企画課、道路課、河川砂防課、港湾課、都市計画課、下水道課、住宅課、教育委員会総務課 ・ 小豆総合事務所、林業事務所(2)、土地改良事務所(3)、水産試験場、土木事務所(4)、高松港管理事務所 </td> <td>水防本部体制で対応</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> | | | | | | 区 分 | 配備基準 | 配 備 所 属 | 本部体制等 | 略 | | | | 第2次配備 | 大雨、洪水等の警報が発表されたとき | <ul style="list-style-type: none"> ・ 危機管理課 ・ 広聴広報課、森林・林業政策課、農政課、土地改良課、農村整備課、水産課、土木監理課、技術企画課、道路課、河川砂防課、港湾課、都市計画課、下水道課、住宅課、教育委員会総務課 ・ 小豆総合事務所、林業事務所(2)、土地改良事務所(3)、水産試験場、土木事務所(4)、高松港管理事務所 | 水防本部体制で対応 | 略 | | | | <p>する。</p> <p>【風水害の場合】</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">区 分</th> <th style="width:15%;">配備基準</th> <th style="width:30%;">配 備 所 属</th> <th style="width:45%;">本部体制等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>第2次配備</td> <td>大雨、洪水等の警報が発表されたとき</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 危機管理課 ・ 広聴広報課、みどり整備課、農政課、土地改良課、農村整備課、水産課、土木監理課、技術企画課、道路課、河川砂防課、港湾課、都市計画課、下水道課、住宅課、教育委員会総務課 ・ 小豆総合事務所、林業事務所(2)、土地改良事務所(3)、水産試験場、土木事務所(4)、高松港管理事務所 </td> <td>水防本部体制で対応</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> | | | | 区 分 | 配備基準 | 配 備 所 属 | 本部体制等 | 略 | | | | 第2次配備 | 大雨、洪水等の警報が発表されたとき | <ul style="list-style-type: none"> ・ 危機管理課 ・ 広聴広報課、みどり整備課、農政課、土地改良課、農村整備課、水産課、土木監理課、技術企画課、道路課、河川砂防課、港湾課、都市計画課、下水道課、住宅課、教育委員会総務課 ・ 小豆総合事務所、林業事務所(2)、土地改良事務所(3)、水産試験場、土木事務所(4)、高松港管理事務所 | 水防本部体制で対応 | 略 | | | | | | | |
| 区 分 | 配備基準 | 配 備 所 属 | 本部体制等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第2次配備 | 大雨、洪水等の警報が発表されたとき | <ul style="list-style-type: none"> ・ 危機管理課 ・ 広聴広報課、森林・林業政策課、農政課、土地改良課、農村整備課、水産課、土木監理課、技術企画課、道路課、河川砂防課、港湾課、都市計画課、下水道課、住宅課、教育委員会総務課 ・ 小豆総合事務所、林業事務所(2)、土地改良事務所(3)、水産試験場、土木事務所(4)、高松港管理事務所 | 水防本部体制で対応 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区 分 | 配備基準 | 配 備 所 属 | 本部体制等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第2次配備 | 大雨、洪水等の警報が発表されたとき | <ul style="list-style-type: none"> ・ 危機管理課 ・ 広聴広報課、みどり整備課、農政課、土地改良課、農村整備課、水産課、土木監理課、技術企画課、道路課、河川砂防課、港湾課、都市計画課、下水道課、住宅課、教育委員会総務課 ・ 小豆総合事務所、林業事務所(2)、土地改良事務所(3)、水産試験場、土木事務所(4)、高松港管理事務所 | 水防本部体制で対応 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>第3節 自衛隊災害派遣要請計画</p> <p>1 災害派遣要請の手続等</p> <p>(3) 市町は、災害派遣を必要とする場合には、前記(2)に掲げる事項を記載した文書を県に提出し、災害派遣要請を行うよう求める。</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>【陸上自衛隊第14旅団連絡先】</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">第3部 (N T T)</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">第3部(防災行政無線:<u>地上</u>)</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">第3部(防災行政無線:<u>衛星</u>)</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">※1</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">※2</td> </tr> <tr> <td>TEL</td> <td>0877-</td> <td>FAX</td> <td>TEL</td> <td>FAX</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>TEL</u></td> <td style="text-align: center;"><u>FAX</u></td> <td></td> </tr> </table> | | | | | | 第3部 (N T T) | | 第3部(防災行政無線: <u>地上</u>) | | 第3部(防災行政無線: <u>衛星</u>) | | | | ※1 | | ※2 | | TEL | 0877- | FAX | TEL | FAX | | | | | <u>TEL</u> | <u>FAX</u> | | <p>第3節 自衛隊災害派遣要請計画</p> <p>1 災害派遣要請の手続等</p> <p>(3) 市町は、災害派遣を必要とする場合には、前記(2)に掲げる事項を記載した文書を県に提出し、災害派遣要請を行うよう求める。</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>【陸上自衛隊第14旅団連絡先】</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">第 3 部 (N T T)</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">第3部 (防災行政無線)</td> </tr> <tr> <td>TEL</td> <td>0877-62-</td> <td>FAX</td> <td>0877-62-</td> </tr> <tr> <td>TEL</td> <td>466-502</td> <td>FAX</td> <td>466-581</td> </tr> </table> | | | | 第 3 部 (N T T) | | 第3部 (防災行政無線) | | TEL | 0877-62- | FAX | 0877-62- | TEL | 466-502 | FAX | 466-581 |
| 第3部 (N T T) | | 第3部(防災行政無線: <u>地上</u>) | | 第3部(防災行政無線: <u>衛星</u>) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ※1 | | ※2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| TEL | 0877- | FAX | TEL | FAX | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | <u>TEL</u> | <u>FAX</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第 3 部 (N T T) | | 第3部 (防災行政無線) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| TEL | 0877-62- | FAX | 0877-62- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| TEL | 466-502 | FAX | 466-581 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

| 修正後 | | | | | | 修正前 | | | | |
|---|------------------------|---------|---------|--------------------|--------------------|---|----------------|--|--|--|
| 62-2311 | 0877-62-2311 (内線切替) | 466-502 | 466-581 | <u>037-466-001</u> | <u>037-466-002</u> | 2311 | 2311 (内線切替) | | | |
| <p>※1 <u>防災行政無線電話機による</u></p> <p>※2 <u>衛星電話機による</u></p> <p>第4節 気象情報等伝達計画</p> <p>1 風水害関係</p> <p>(1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供 略</p> <p>「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供<u>される</u>。</p> <p>(2) 特別警報・警報・注意報・情報</p> <p>高松地方气象台から、大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市町ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値が時間帯ごとに示<u>されて</u>発表される。また、土砂災害や<u>低い土地</u>の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により、実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビや</p> | | | | | | <p>第4節 気象情報等伝達計画</p> <p>1 風水害関係</p> <p>(1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供 略</p> <p>「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供<u>する</u>。</p> <p>(2) 特別警報・警報・注意報・情報</p> <p>高松地方气象台から、大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市町ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに示<u>し</u>、発表される。また、土砂災害や<u>低地</u>の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により、実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジ</p> | | | | |

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

| 修正後 | 修正前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|----|--------|--|---|--|--------|--|----|-------|------|---|------|--|--|----|----|--------|--|---|--|--------|---|----|-------|------|---|------|---|
| <p>ラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。</p> <p>① 特別警報</p> <p>大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報。</p> <table border="1" data-bbox="192 448 1072 791"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨特別警報</td> <td>略 災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高潮特別警報</td> <td>略 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 警報</p> <p>大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報。</p> <table border="1" data-bbox="185 935 1072 1372"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨警報</td> <td>大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には別表2のいずれかの条件に該当する場合である。 略 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</td> </tr> <tr> <td>洪水警報</td> <td>河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的に</td> </tr> </tbody> </table> | 種類 | 概要 | 大雨特別警報 | 略 災害が発生又は切迫している状況で、命の危険が あり 直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。 | 略 | | 高潮特別警報 | 略 危険な場所から避難 する必要がある とされる警戒レベル4に相当。 | 種類 | 発表基準等 | 大雨警報 | 大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想され たときに発表される。 具体的には別表2のいずれかの条件に該当する場合である。 略 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等 が危険な場所から避難する必要がある とされる警戒レベル3に相当。 | 洪水警報 | 河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想され たときに発表される。 具体的に | <p>オによる放送等では、市町をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。</p> <p>① 特別警報</p> <p>大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報。</p> <table border="1" data-bbox="1160 448 2047 791"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨特別警報</td> <td>略 災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高潮特別警報</td> <td>略 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 警報</p> <p>大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報。</p> <table border="1" data-bbox="1153 935 2047 1372"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨警報</td> <td>大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には別表2のいずれかの条件に該当する場合である。 略 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</td> </tr> <tr> <td>洪水警報</td> <td>河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には別表4のい</td> </tr> </tbody> </table> | 種類 | 概要 | 大雨特別警報 | 略 災害が発生又は切迫している状況で あり 、命の危険が 迫っているため 直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。 | 略 | | 高潮特別警報 | 略 危険な場所から の 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 | 種類 | 発表基準等 | 大雨警報 | 大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想され る場合で、 具体的には別表2のいずれかの条件に該当する場合である。 略 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等 は危険な場所からの避難が 必要とされる警戒レベル3に相当。 | 洪水警報 | 河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想され る場合で、 具体的には別表4のい |
| 種類 | 概要 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大雨特別警報 | 略 災害が発生又は切迫している状況で、命の危険が あり 直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 高潮特別警報 | 略 危険な場所から避難 する必要がある とされる警戒レベル4に相当。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 種類 | 発表基準等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大雨警報 | 大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想され たときに発表される。 具体的には別表2のいずれかの条件に該当する場合である。 略 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等 が危険な場所から避難する必要がある とされる警戒レベル3に相当。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 洪水警報 | 河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想され たときに発表される。 具体的に | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 種類 | 概要 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大雨特別警報 | 略 災害が発生又は切迫している状況で あり 、命の危険が 迫っているため 直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 高潮特別警報 | 略 危険な場所から の 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 種類 | 発表基準等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大雨警報 | 大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想され る場合で、 具体的には別表2のいずれかの条件に該当する場合である。 略 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等 は危険な場所からの避難が 必要とされる警戒レベル3に相当。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 洪水警報 | 河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想され る場合で、 具体的には別表4のい | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

| 修正後 | | 修正前 | |
|-------|---|-------|--|
| | <p>は別表4のいずれかの条件に該当する場合である。</p> <p>略</p> <p>高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</p> | | <p>れかの条件に該当する場合である。</p> <p>略</p> <p>高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> |
| 大雪警報 | <p>大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想され<u>たときに発表される</u>。具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>略</p> | 大雪警報 | <p>大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想される<u>場合</u>で、具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>略</p> |
| 暴風警報 | <p>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想され<u>たときに発表される</u>。具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>略</p> | 暴風警報 | <p>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想される<u>場合</u>で、具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>略</p> |
| 暴風雪警報 | <p>雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想され<u>たときに発表される</u>。具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>略</p> <p>「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。</p> | 暴風雪警報 | <p>雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想される<u>場合</u>で、具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>略</p> <p>「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけられる。</p> |
| 波浪警報 | <p>高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想され<u>たときに発表される</u>。具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>略</p> | 波浪警報 | <p>高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想される<u>場合</u>で、具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>略</p> |
| 高潮警報 | <p>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想され<u>たときに発表される</u>。具体的には別表5の条件に該当する場合である。</p> <p>危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。</p> | 高潮警報 | <p>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想される<u>場合</u>で、具体的には別表5の条件に該当する場合である。</p> <p>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> |
| ③ 注意報 | | ③ 注意報 | |

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

| 修正後 | | 修正前 | |
|--|---|--|--|
| 大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報。 | | 大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報。 | |
| 種類 | 発表基準等 | 種類 | 発表基準等 |
| 大雨注意報 | 大雨により災害が発生するおそれがあると予想され <u>たときに発表される</u> 。具体的には別表1のいずれかの条件に該当する場合である。 略 | 大雨注意報 | 大雨により災害が発生するおそれがあると予想される <u>場合で</u> 、具体的には別表1のいずれかの条件に該当する場合である。 略 |
| 洪水注意報 | 河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想され <u>たときに発表される</u> 。具体的には別表3のいずれかの条件に該当する場合である。 略 | 洪水注意報 | 河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想される <u>場合で</u> 、具体的には別表3のいずれかの条件に該当する場合である。 略 |
| 大雪注意報 | 大雪により災害が発生するおそれがあると予想され <u>たときに発表される</u> 。具体的には次の条件に該当する場合である。 略 | 大雪注意報 | 大雪により災害が発生するおそれがあると予想される <u>場合で</u> 、具体的には次の条件に該当する場合である。 略 |
| 強風注意報 | 強風により災害が発生するおそれがあると予想され <u>たときに発表される</u> 。具体的には次の条件に該当する場合である。 略 | 強風注意報 | 強風により災害が発生するおそれがあると予想される <u>場合で</u> 、具体的には次の条件に該当する場合である。 略 |
| 風雪注意報 | 雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想され <u>たときに発表される</u> 。具体的には次の条件に該当する場合である。 略 | 風雪注意報 | 雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想される <u>場合で</u> 、具体的には次の条件に該当する場合である。 略 |
| 波浪注意報 | 高い波により災害が発生するおそれがあると予想され <u>たときに発表される</u> 。具体的には次の条件に該当する場合である。 略 | 波浪注意報 | 高い波により災害が発生するおそれがあると予想される <u>場合で</u> 、具体的には次の条件に該当する場合である。 略 |
| 高潮注意報 | 台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想され <u>たときに注意を喚起するために発表される</u> 。具体的には別表5の条件に該当する場合 | 高潮注意報 | 台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想される <u>場合で</u> 、具体的には別表5の条件に該当する場合である。 |

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

| 修正後 | | 修正前 | |
|--------|--|--------|--|
| | <p>ある。</p> <p>高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</p> | | <p>高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> |
| 濃霧注意報 | <p>濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想され<u>たときに発表される</u>。具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>略</p> | 濃霧注意報 | <p>濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想される<u>場合で</u>、具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>略</p> |
| 略 | | 略 | |
| 乾燥注意報 | <p>空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想され<u>たときに発表される</u>。具体的には火災の危険が大きい次の条件に該当する場合である。</p> <p>略</p> | 乾燥注意報 | <p>空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想される<u>場合で</u>、具体的には火災の危険が大きい次の条件に該当する場合である。</p> <p>略</p> |
| なだれ注意報 | <p>「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想され<u>たときに発表される</u>。具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。</p> <p>略</p> | なだれ注意報 | <p>「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想される<u>場合で</u>、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。</p> <p>略</p> |
| 着雪注意報 | <p>著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想され、<u>通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される</u>。具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>略</p> | 着雪注意報 | <p>著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想される<u>場合で</u>、具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>略</p> |
| 霜注意報 | <p>霜により災害が発生するおそれがあると予想され<u>たときに発表される</u>。具体的には農作物への被害が発生するおそれがある次の条件に該当する場合である。</p> | 霜注意報 | <p>霜により災害が発生するおそれがあると予想される<u>場合で</u>、具体的には農作物への被害が発生するおそれがある次の条件に該当する場合である。</p> |

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

| 修正後 | | 修正前 | | | | | | | | | |
|---|--|--|--|--------------------------|--|--|--|----|----|--------------------------|--|
| | 晩霜期で、最低気温が3℃以下になると予想される場合。 | | 晩霜期で、最低気温が3℃以下になると予想される場合。 | | | | | | | | |
| 低温注意報 | 低温により災害が発生するおそれがあると予想され <u>たときに発表される。</u> 具体的には低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがある次の条件に該当する場合である。 略 | 低温注意報 | 低温により災害が発生するおそれがあると予想される <u>場合で、</u> 具体的には低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがある次の条件に該当する場合である。 略 | | | | | | | | |
| 略 | | 略 | | | | | | | | | |
| <p>④ 特別警報・警報・注意報の地域名称</p> <p>特別警報・警報・注意報については、該当する市町を明示して発表されるが、報道等では以下のように市町をまとめた地域名称が使用される場合がある。</p> <p>【市町<u>村等</u>をまとめた地域<u>の</u>名称】</p> <p>略</p> | | <p>④ 特別警報・警報・注意報の地域名称</p> <p>特別警報・警報・注意報については、該当する市町を明示して発表されるが、報道等では以下のように市町をまとめた地域名称が使用される場合がある。</p> <p>【市町をまとめた地域名称】</p> <p>略</p> | | | | | | | | | |
| <p>⑤ キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）</td> <td>略 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに<u>身の安全を確保する必要が</u><u>ある</u>とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難<u>する必要が</u><u>ある</u>とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難<u>する必要が</u><u>ある</u>とされる警戒レベル3に相当。</td> </tr> </tbody> </table> | | 種類 | 概要 | 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布） | 略 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに <u>身の安全を確保する必要が</u> <u>ある</u> とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難 <u>する必要が</u> <u>ある</u> とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難 <u>する必要が</u> <u>ある</u> とされる警戒レベル3に相当。 | <p>⑤ キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）</td> <td>略 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</td> </tr> </tbody> </table> | | 種類 | 概要 | 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布） | 略 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 |
| 種類 | 概要 | | | | | | | | | | |
| 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布） | 略 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに <u>身の安全を確保する必要が</u> <u>ある</u> とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難 <u>する必要が</u> <u>ある</u> とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難 <u>する必要が</u> <u>ある</u> とされる警戒レベル3に相当。 | | | | | | | | | | |
| 種類 | 概要 | | | | | | | | | | |
| 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布） | 略 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 | | | | | | | | | | |

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

| 修正後 | | 修正前 | |
|--|---|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 |
| 浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布) | <p>略</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 | 浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布) | <p>略</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 |
| 洪水キキクル (洪水警報の危険度分布) | <p>略</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 | 洪水キキクル (洪水警報の危険度分布) | <p>略</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 |
| 流域雨量指数の予測値 | <p>各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度(大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度)の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測(解析雨量及び降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。</p> | 流域雨量指数の予測値 | <p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。</p> |
| <p>⑦ 気象情報</p> <p>ア 全般気象情報・四国地方気象情報・香川県気象情報</p> | | <p>⑦ 気象情報</p> <p>ア 全般気象情報・四国地方気象情報・香川県気象情報</p> | |

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

| 修正後 | 修正前 |
|---|---|
| <p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・<u>警戒を呼びかけられる</u>場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。</p> <p><u>大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足する「記録的な大雨に関する香川県気象情報」、「記録的な大雨に関する四国地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が速やかに発表される。</u></p> <p><u>大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する香川県気象情報」、「顕著な大雨に関する四国地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」とう表題の気象情報が発表される。</u></p> <p><u>大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・地方・府県気象情報が発表される場合がある。</u></p> <p>イ 記録的短時間大雨情報 略</p> <p>この情報が発表されたときは、土砂災害及び、<u>低い土地</u>の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている</p> | <p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を<u>喚起する</u>場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。</p> <p><u>大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する香川県気象情報」という表題の香川県気象情報が発表され、また、四国地方気象情報、全般気象情報も発表されるほか、「顕著な大雨に関する気象情報」の発表基準を満たすような線状降水帯による大雨の可能性が高いことが予想された場合には、半日程度前から、「線状降水帯」というキーワードを使い、「四国地方」を対象に香川県気象情報、四国地方気象情報、全般気象情報において呼びかけられる。</u></p> <p><u>また、雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する香川県気象情報」、「記録的な大雨に関する四国地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。</u></p> <p><u>さらに、大雪による大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれる場合、「顕著な大雪に関する香川県気象情報」という表題の気象情報が発表される。</u></p> <p>イ 記録的短時間大雨情報 略</p> <p>この情報が発表されたときは、土砂災害及び、<u>低地</u>の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況</p> |

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

| 修正後 | 修正前 | | | | | | | | | | | | |
|--|--------|--|----|------|--------|---|---|----|----|----|------|--------|--|
| <p>状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。</p> <p>(3) 土砂災害警戒情報</p> <p>① 土砂災害警戒情報の発表</p> <p>大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難指示の発令や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒が呼びかけられる情報で、香川県と高松地方気象台から共同で発表される。市町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避難<u>する必要がある</u>とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>略</p> <p>(4) 指定河川洪水予報</p> <p>【洪水予報の種類と解説】</p> <p>河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。</p> <table border="1" data-bbox="174 1121 1070 1364"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>標題</th> <th>解説</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洪水警報</td> <td>氾濫発生情報</td> <td>略 災害がすでに発生している状況で、命の危険が<u>あり</u>直ちに身の安全を確保する必要がある<u>とされる</u>警戒レベル5に相当。</td> </tr> </tbody> </table> | 種類 | 標題 | 解説 | 洪水警報 | 氾濫発生情報 | 略 災害がすでに発生している状況で、命の危険が <u>あり</u> 直ちに身の安全を確保する必要がある <u>とされる</u> 警戒レベル5に相当。 | <p>であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。</p> <p>(3) 土砂災害警戒情報</p> <p>① 土砂災害警戒情報の発表</p> <p>大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難指示の発令や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒が呼びかけられる情報で、香川県と高松地方気象台から共同で発表される。市町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から<u>の避難が</u>必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>略</p> <p>(4) 指定河川洪水予報</p> <p>【洪水予報の種類と解説】</p> <p>河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。</p> <table border="1" data-bbox="1144 1121 2040 1364"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>標題</th> <th>解説</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洪水警報</td> <td>氾濫発生情報</td> <td>略 災害がすでに発生している状況で<u>あり</u>、命の危険が<u>迫っているため</u>直ちに身の安全を確保する必要がある<u>ことを示す</u>警戒レベル5に相当。</td> </tr> </tbody> </table> | 種類 | 標題 | 解説 | 洪水警報 | 氾濫発生情報 | 略 災害がすでに発生している状況で <u>あり</u> 、命の危険が <u>迫っているため</u> 直ちに身の安全を確保する必要がある <u>ことを示す</u> 警戒レベル5に相当。 |
| 種類 | 標題 | 解説 | | | | | | | | | | | |
| 洪水警報 | 氾濫発生情報 | 略 災害がすでに発生している状況で、命の危険が <u>あり</u> 直ちに身の安全を確保する必要がある <u>とされる</u> 警戒レベル5に相当。 | | | | | | | | | | | |
| 種類 | 標題 | 解説 | | | | | | | | | | | |
| 洪水警報 | 氾濫発生情報 | 略 災害がすでに発生している状況で <u>あり</u> 、命の危険が <u>迫っているため</u> 直ちに身の安全を確保する必要がある <u>ことを示す</u> 警戒レベル5に相当。 | | | | | | | | | | | |

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

| 修正後 | | 修正前 | |
|-----|--------|---|---|
| 略 | 氾濫危険情報 | <p>基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、<u>または氾濫危険水位を超える状況が継続しているときに発表される。土器川においては、これに加え、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに<u>も</u>発表される。</u></p> <p>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生<u>への</u>対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。</p> <p>危険な場所から避難<u>する必要がある</u>とされる警戒レベル4に相当。</p> | <p>基準地点の水位が<u>氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、又は土器川は2時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表される。</u></p> <p>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生<u>に対する</u>対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。</p> <p>危険な場所から<u>の避難が必要</u>とされる警戒レベル4に相当。</p> |
| | 氾濫警戒情報 | <p>略</p> <p>高齢者等<u>が</u>危険な場所から避難<u>する必要がある</u>とされる警戒レベル3に相当。</p> | <p>略</p> <p>高齢者等<u>は</u>危険な場所から<u>の避難が必要</u>とされる警戒レベル3に相当。</p> |
| 略 | | 略 | |

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

| 修正後 | 修正前 | | | | | | |
|---|---|--|--|--|---------|------------|--|
| <table border="1" style="width: 100%; height: 30px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table> | | | | <table border="1" style="width: 100%; height: 30px;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">高松海上保安部</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">防災情報提供システム</td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table> | 高松海上保安部 | 防災情報提供システム | |
| | | | | | | | |
| 高松海上保安部 | 防災情報提供システム | | | | | | |
| <p>※NTT五反田センタへの洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。</p> <p><u>※報道機関については、日本放送協会のほか、その他の民間放送局及びラジオ放送局へ、別途気象庁システムにより配信している。</u></p> | <p>※NTT五反田センタへの洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。</p> | | | | | | |
| <p>② 香東川水系香東川洪水予報</p> <p>【香東川水系香東川洪水予報の伝達系統図】</p> | <p>② 香東川水系香東川洪水予報</p> <p>【香東川水系香東川洪水予報の伝達系統図】</p> | | | | | | |

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

| 修正後 | | | | 修正前 | | | |
|--|---------------------|--------------------------------------|---------|--|-------------|--|---------|
| 【香東川水系香東川洪水予報の伝達先】 | | | | 【香東川水系香東川洪水予報の伝達系統図 付表 洪水予報の伝達先】 | | | |
| 伝達先 | 伝達方法 | 電話番号 FAX 番号 | 担当官署 | 伝達先 | 伝達方法 | 電話番号 FAX 番号 | 担当官署 |
| | | | | 略 | | | |
| 香川県危機管理総局危機管理課 | <u>気象情報伝送処理システム</u> | TEL 087-831-1111 FAX 087-831-8811 | 高松地方気象台 | 香川県危機管理総局危機管理課 | <u>専用回線</u> | TEL 087-831-1111 FAX 087-831-8811 | 高松地方気象台 |
| | | | | <u>高松海上保安部</u> | <u>〃</u> | <u>TEL 087-821-7011</u> <u>FAX 087-821-7019</u> | |
| 国土交通省香川県川国道事務所 | 〃 | TEL 087-821-1561 FAX 087-821-1713 | | 国土交通省香川県川国道事務所 | 〃 | TEL 087-821-1561 FAX 087-821-1713 | |
| 日本放送協会 | 〃 | — | | 日本放送協会高松放送局(NHK) | 〃 | <u>TEL 087-825-0161</u> <u>FAX 087-821-0362</u> | |
| N T T 五反田センタ | 〃 | — | | 日本放送協会松山放送局(NHK) | <u>〃</u> | <u>TEL 089-921-1117</u> <u>FAX 089-921-1146</u> | |
| 総務省消防庁 | 〃 | — | | N T T 五反田センタ | 〃 | — | |
| | | | 総務省消防庁 | 〃 | — | | |
| <p>※N T T 五反田センタへの洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。</p> <p><u>※報道機関については、日本放送協会のほか、その他の民間放送局及びラジオ放送局へ、別途気象庁システムにより配信している。</u></p> | | | | <p>※N T T 五反田センタへの洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。</p> | | | |

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

| 修正後 | 修正前 |
|---|--|
| <p>2 火災気象通報等</p> <p>(1) 火災気象通報</p> <p>高松地方気象台は、消防法第 22 条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認め<u>られる</u>ときに知事に対して通報する。知事は、速やかに市町長に通報する。</p> <p>略</p> | <p>2 火災気象通報等</p> <p>(1) 火災気象通報</p> <p>高松地方気象台は、消防法第 22 条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険<u>である</u>と認めるときに知事に対して通報する。知事は、速やかに市町長に通報する。</p> <p>略</p> |

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

修正後

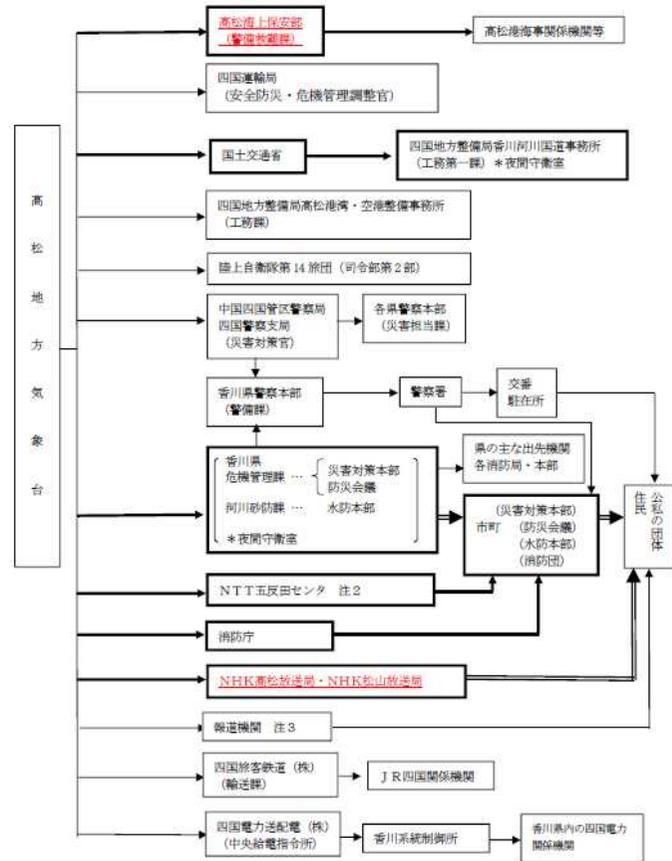
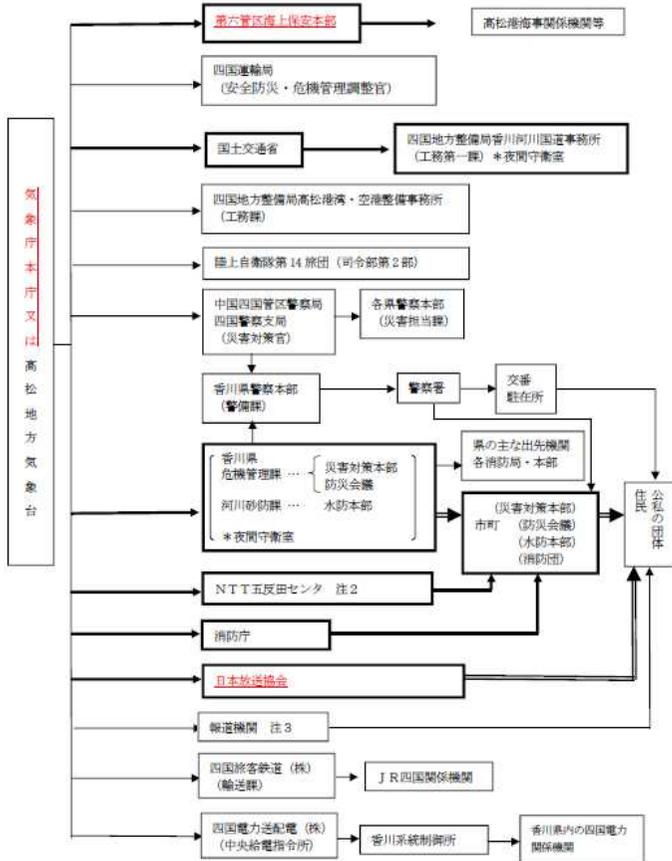
修正前

4 住民等への伝達等

4 住民等への伝達等

【気象警報等の伝達系統図】

【気象警報等の伝達系統図】



(注) 1. 太線は、法令(気象業務法等)に規定される伝達経路を示す。二重の太線は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路を示す。
 2. NTT五反田センタへは特別警報及び警報の発表及び解除だけを通知する。
 3. 報道機関とは、西日本放送、瀬戸内海放送、山陽放送、四国新聞社、朝日新聞社、毎日新聞社、山陽新聞社、共同通信社である。

(注) 1. 太線は、法令(気象業務法等)に規定される伝達経路を示す。二重の太線は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路を示す。
 2. NTT五反田センタへは特別警報及び警報の発表及び解除だけを通知する。
 3. 報道機関とは、西日本放送、瀬戸内海放送、山陽放送、四国新聞社、朝日新聞社、毎日新聞社、山陽新聞社、共同通信社である。

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

修正後

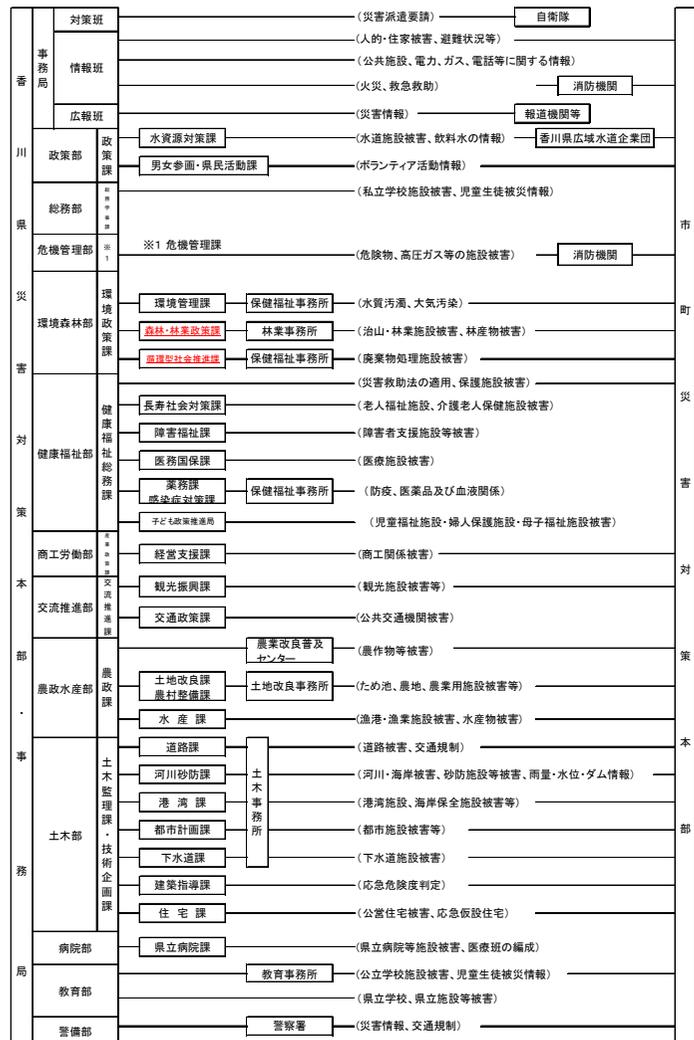
修正前

第5節 災害情報収集伝達計画

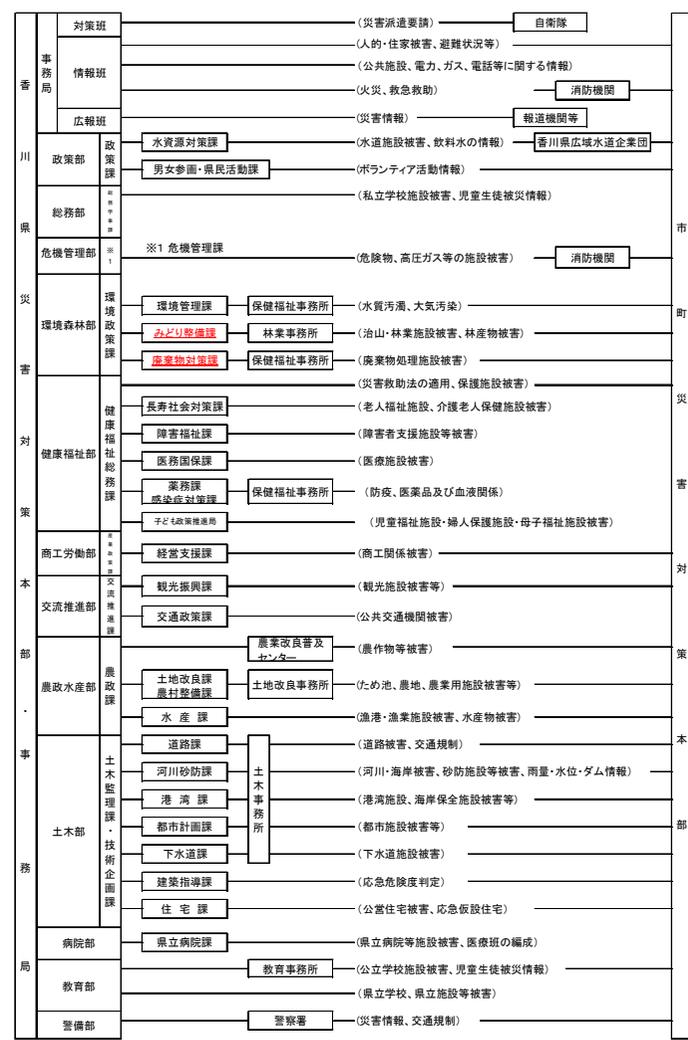
第5節 災害情報収集伝達計画

【被害状況等情報収集伝達系統図】

【被害状況等情報収集伝達系統図】



*小豆総合事務所については、それぞれの事務を主管する部局の課あて報告する。



*小豆総合事務所については、それぞれの事務を主管する部局の課あて報告する。

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

| 修正後 | 修正前 |
|--|---|
| <p>第6節 通信運用計画</p> <p>1 災害時の通信連絡</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p><u>(11) 情報の収集</u></p> <p><u>県及び市町は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他必要な施策を講ずるものとする。</u></p> <p><u>(12) 多様な緊急通報手段</u></p> <p><u>県及び市町は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</u></p> | <p>第6節 通信運用計画</p> <p>1 災害時の通信連絡</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> |

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

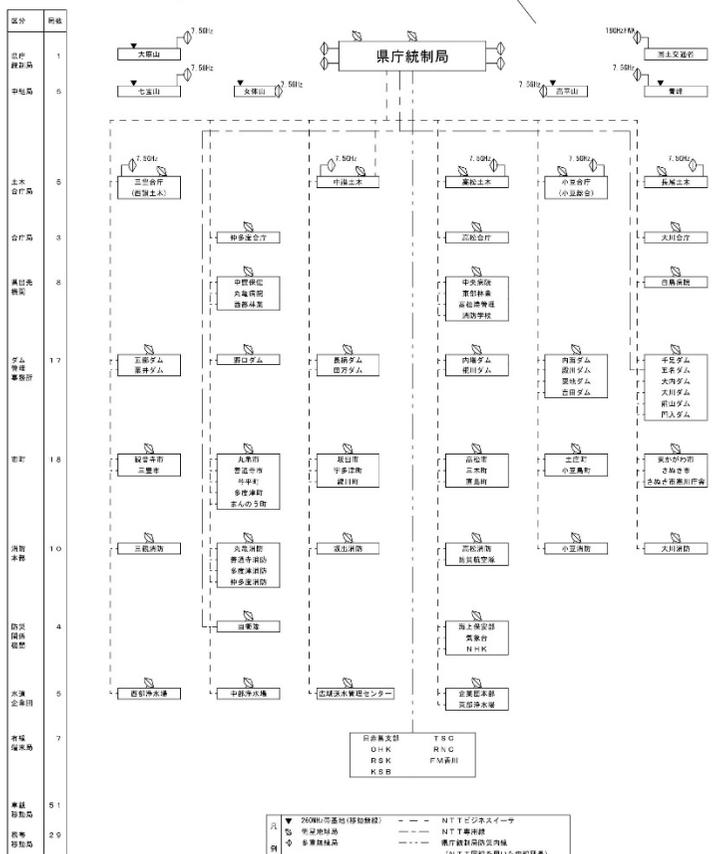
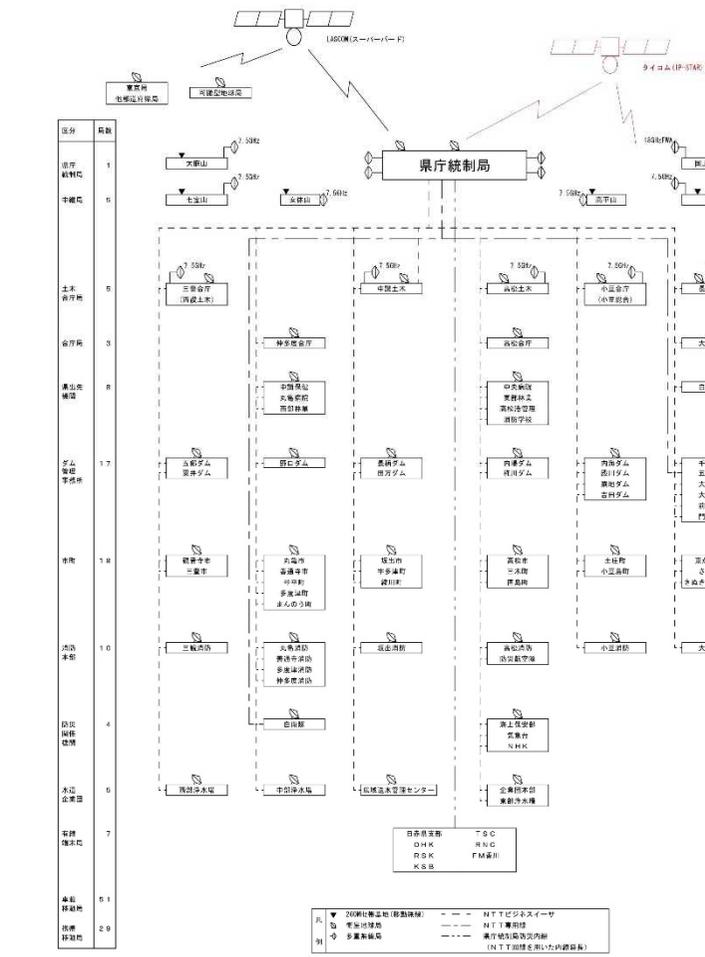
修正後

修正前

【香川県防災行政無線システム回線構成図】

【香川県防災行政無線システム回線構成図】

【香川県防災行政無線システム回線構成図】



香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

| 修正後 | 修正前 |
|--|---|
| <p>第7節 広報活動計画</p> <p>1 被災者等への広報活動</p> <p>(1) 県の広報活動</p> <p>① 広報事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 安否情報 (<u>死者・安否不明者等の氏名等公表基準</u>に基づく公表内容を含む) <p>第11節 緊急輸送計画</p> <p>1 輸送の対象</p> <p>(1) 第1段階</p> <p>④ <u>地方公共団体</u>等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等初動期の応急対策に必要な要員、物資等</p> <p>第12節 交通確保計画</p> <p>1 陸上交通の確保</p> <p>(5) 緊急通行車両の確認</p> <p>② <u>県又は</u>県公安委員会は、災害応急対策活動を迅速かつ円滑に行うため、あらかじめ災害応急対策用として<u>申出</u>があった車両について、<u>災害発生前においても</u>緊急通行車両としての確認を行い、<u>当該車両の使用</u><u>者に対して、緊急通行車両の標章及び証明書</u>を交付する。</p> | <p>第7節 広報活動計画</p> <p>1 被災者等への広報活動</p> <p>(1) 県の広報活動</p> <p>① 広報事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 安否情報 (<u>安否不明者の氏名等公表基準</u>に基づく公表内容を含む) <p>第11節 緊急輸送計画</p> <p>1 輸送の対象</p> <p>(1) 第1段階</p> <p>④ <u>自治体</u>等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等初動期の応急対策に必要な要員、物資等</p> <p>第12節 交通確保計画</p> <p>1 陸上交通の確保</p> <p>(5) 緊急通行車両の確認</p> <p>② 県公安委員会は、災害応急対策活動を迅速かつ円滑に行うため、<u>緊急通行車両の事前届出制度を運用し、</u>あらかじめ災害応急対策用として<u>届出</u>があった車両について<u>事前に</u>緊急通行車両としての確認を行い、<u>事前届出済証</u>を交付する。</p> <p><u>この交付を受けた車両について、交通規制実施時に確認申請があった場合、他に優先し、当該車両の使用に対して、緊急通行車両の標章及び証明書を交付する。</u></p> |

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

| 修正後 | 修正前 |
|---|---|
| <p>2 海上交通の安全確保</p> <p>(2) 海上の障害物除去等</p> <p>① 港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、県に報告するとともに、その障害物の除去等に努める。</p> <p><u>県は、報告を受けた事項を国（国土交通省、農林水産省）に報告をする。</u></p> <p>3 航空交通の確保</p> <p>(3) この航空機の運用を調整する部署は、警察、消防、国土交通省、海上保安庁、自衛隊、DMAT県調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行うこととし、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものとする。</p> <p>また、<u>輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノータム）の発行を依頼するものとする。また、無人航空機等の飛行から</u>災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものと<u>し</u>、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</p> <p>第13節 避難計画</p> <p>7 指定避難所の運営</p> <p>(1) 市町は、関係機関、自主防災組織、防災ボランティア、住民及び避難所</p> | <p>2 海上交通の安全確保</p> <p>(2) 海上の障害物除去等</p> <p>① 港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、県に報告するとともに、その障害物の除去等に努める。</p> <p>3 航空交通の確保</p> <p>(3) この航空機の運用を調整する部署は、警察、消防、国土交通省、海上保安庁、自衛隊、DMAT県調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行うこととし、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものとする。</p> <p>また、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものと<u>する。</u><u>また</u>、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</p> <p>第13節 避難計画</p> <p>7 指定避難所の運営</p> <p>(1) 市町は、関係機関、自主防災組織、防災ボランティア、住民及び避難所</p> |

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

| 修正後 | 修正前 |
|---|--|
| <p>運営について知識を有した外部支援者等の協力を得て、指定避難所を運営するものとする。その際には、あらかじめ、指定避難所の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して作成した、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した避難所運営の行動基準に基づいて行う。また、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、マニュアルの作成、訓練などを通じ、住民等が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。<u>この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。</u></p> <p>(2)～(8) 略</p> <p>(9) 市町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や<u>避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成</u>に努めるものとする。</p> <p>第15節 給水計画</p> <p>3 給水の実施</p> <p>(1) 水道事業者は、次の給水活動を行う。</p> <p>① 略</p> <p>② 浄水施設や送水施設が被災した場合は、<u>関係機関と被害状況を共有するとともに</u>、浄水場内の浄水池や配水池等において、給水車等へ飲料水等を補給する。</p> <p>③ 略</p> | <p>運営について知識を有した外部支援者等の協力を得て、指定避難所を運営するものとする。その際には、あらかじめ、指定避難所の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して作成した、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した避難所運営の行動基準に基づいて行う。また、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、マニュアルの作成、訓練などを通じ、住民等が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。</p> <p>(2)～(8) 略</p> <p>(9) 市町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努めるものとする。</p> <p>第15節 給水計画</p> <p>3 給水の実施</p> <p>(1) 水道事業者は、次の給水活動を行う。</p> <p>① 略</p> <p>② 浄水施設や送水施設が被災した場合は、浄水場内の浄水池や配水池等において、給水車等へ飲料水等を補給する。</p> <p>③ 略</p> |

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

| 修正後 | 修正前 |
|---|---|
| <p>④ 住民に対して、給水活動に関する情報の提供を行う。</p> <p>⑤ 略</p> <p>(2) 県は、水道事業者の給水活動が円滑に実施されるよう次の措置を行う。</p> <p>①・② 略</p> <p><u>③ 住民に対して、給水活動に関する情報の提供を行う。</u></p> <p><u>④ 自ら飲料水を確保する町民に対して、町と連携して衛生上の注意を広報する。</u></p> <p>(3) <u>市町は、水道事業者の給水活動が円滑に実施されるよう次の措置を行う。</u></p> <p><u>① 応急給水を実施する場所を水道事業者と協議のうえ、決定する。</u></p> <p><u>② 水道事業者の給水活動に協力するとともに、給水車等による応急給水においては、自主防災組織、自治会、赤十字奉仕団等の各種団体等の協力を得るよう努める。</u></p> <p><u>③ 住民に対して、給水活動に関する情報の提供を行う。</u></p> <p><u>④ 市は自ら飲料水を確保する市民に対して、衛生上の注意を広報する。また、町は自ら飲料水を確保する町民に対して、県と連携して衛生上の注意を広報する。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>第18節 廃棄物処理計画</p> <p>主な実施機関</p> <p><u>循環型社会推進課</u></p> | <p>④ 住民に対して、給水活動に関する情報の提供を行う。<u>また、自ら飲料水を確保する住民に対して、衛生上の注意を広報する。</u></p> <p>(2) 県は、水道事業者の給水活動が円滑に実施されるよう次の措置を行う。</p> <p>①・② 略</p> <p>(3) <u>市町は、水道事業者の給水活動に協力するとともに、給水車等による応急給水においては、自主防災組織、自治会、赤十字奉仕団等の各種団体等の協力を得るよう努める。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>第18節 廃棄物処理計画</p> <p>主な実施機関</p> <p><u>廃棄物対策課</u></p> |

| 修正後 | 修正前 |
|---|--|
| <p>3 災害廃棄物処理計画の策定</p> <p>(2) 市町は、災害廃棄物の処理主体であることから、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、具体的に示した市町災害廃棄物処理計画を策定しており、災害発生時には、本計画を踏まえ、廃棄物の処理を行う。</p> <p>第20節 住宅応急確保計画</p> <p>1 応急仮設住宅の建設</p> <p>(2) 建設方法</p> <p>応急仮設住宅の建設は、(一社)香川県建設業協会等の建設事業者団体の協力を得て行う。ただし、状況に応じ、これを市町において実施できるよう通知することができる。この場合は、建設戸数、規模、構造、単価等の要件を定めて行う。</p> <p>2 住宅の応急修理</p> <p>県は、災害救助法が適用され、<u>住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受けた場合、①住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理や、②日常生活に必要な最小限度の部分の修理を行う。</u></p> <p><u>ただし、状況に応じ、これを市町において実施するよう通知する。</u></p> <p>(1) 応急修理の内容</p> | <p>3 災害廃棄物処理計画の策定</p> <p>(2) 市町は、災害廃棄物の処理主体であることから、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、具体的に示した市町災害廃棄物処理計画を策定しており、災害発生時には、本計画を踏まえ、廃棄物の処理を行う。</p> <p>第20節 住宅応急確保計画</p> <p>1 応急仮設住宅の建設</p> <p>(2) 建設方法</p> <p>応急仮設住宅の建設は、(一社)香川県建設業協会等の建築業関係団体の協力を得て行う。ただし、状況に応じ、これを市町において実施できるよう通知することができる。この場合は、建設戸数、規模、構造、単価等の要件を定めて行う。</p> <p>2 住宅の応急修理</p> <p>県は、災害救助法が適用された場合、<u>住家が半焼又は半壊し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、日常生活を営むことができない被災者のうち自らの資力では住家の修理ができない者に対して、次により必要最小限の応急修理を行う。</u></p> <p>(新設)</p> |

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

| 修正後 | 修正前 |
|---|--|
| <p><u>①雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して、緊急の修理を行う。</u></p> <p><u>②日常生活を営むことができない被災者のうち自らの資力では住家の修理ができない者に対して、必要最小限の部分の修理を行う。</u></p> <p>(2) 対象の選定 応急修理の対象住宅の選定は、市町の協力を得て行う。</p> <p>(3) 修理方法 応急修理は、<u>建設事業者</u>団体の協力を得て行う。</p> <p>(4) 修理範囲 <u>①住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行う。</u> <u>②居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に限る。</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> | <p>(1) 対象の選定 応急修理対象住宅の選定は、市町の協力を得て行う。<u>ただし、状況に応じ、これを市町において実施するよう通知することができる。</u></p> <p>(2) 修理方法 応急修理は、<u>建築業関係</u>団体の協力を得て行う。<u>ただし、状況に応じ、これを市町において実施するよう通知することができる。</u></p> <p>(3) 修理範囲 <u>応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分に限る。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> |
| <p>3 障害物の除去</p> <p>(1) <u>県は、災害救助法が適用された場合、</u>住宅に土石、竹木等の障害物が運びこまれ、<u>一時的に居住できない状態にあり、かつ、</u>自らの資力では除去<u>することができない者</u>に対して、障害物の除去を行う。</p> <p>(2) <u>状況に応じ、これを市町において実施するよう通知する。</u>県は、市町から障害物の除去について応援要請があったときは、他の市町、<u>建設事業者団体</u>、自衛隊などの協力を得て、応援を行う。</p> | <p>3 障害物の除去</p> <p>(1) 市町は、住宅に土石、竹木等の障害物が運びこまれ、<u>日常生活を営むことができない被災者のうち</u>自らの資力では除去ができない者に対して、障害物の除去を行う。</p> <p>(2) 県は、市町から障害物の除去について応援要請があったときは、他の市町、<u>建築業関係団体</u>、自衛隊などの協力を得て、応援を行う。</p> |

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

| 修正後 | 修正前 |
|--|---|
| <p>第23節 公共施設等応急復旧計画</p> <p>主な実施機関</p> <p><u>森林・林業政策課、循環型社会推進課</u></p> <p>第24節 ライフライン等応急復旧計画</p> <p>4 水道施設</p> <p>略</p> <p>(2) 水道事業者は、水道施設に被害が生じたときは、次の応急復旧を行う。</p> <p>①～③ 略</p> <p>(削除)</p> <p>④ 略</p> <p>略</p> <p>第25節 農林水産関係応急対策計画</p> <p>主な実施機関</p> <p><u>森林・林業政策課</u></p> <p>第26節 ボランティア受入計画</p> <p>1 受入体制の整備</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 県及び市町は、ボランティア活動に関する情報提供の窓口を設け、香川</p> | <p>第23節 公共施設等応急復旧計画</p> <p>主な実施機関</p> <p><u>みどり整備課、廃棄物対策課</u></p> <p>第24節 ライフライン等応急復旧計画</p> <p>4 水道施設</p> <p>略</p> <p>(2) 水道事業者は、水道施設に被害が生じたときは、次の応急復旧を行う。</p> <p>①～③ 略</p> <p><u>④ 給水装置の復旧については、その所有者等から修繕申込みがあったものについて、市民生活への影響を考慮して、緊急度の高い指定避難所や医療機関、冷却水を必要とする発電所等は優先して行う。</u></p> <p>⑤ 略。</p> <p>略</p> <p>第25節 農林水産関係応急対策計画</p> <p>主な実施機関</p> <p><u>みどり整備課</u></p> <p>第26節 ボランティア受入計画</p> <p>1 受入体制の整備</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 県及び市町は、ボランティア活動に関する情報提供の窓口を設け、香川</p> |

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

| 修正後 | 修正前 |
|---|---|
| <p>県災害ボランティア支援センターの設置及び災害ボランティアセンターの活動等について協力するとともに、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等との連携体制の構築を図り、<u>災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の</u>情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を<u>関係者と積極的に共有</u>する。これにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努め、またボランティアの<u>活動</u>環境について配慮するものとする。</p> <p>(4) 略</p> <p><u>(5) 県又は県から事務の委任を受けた市町は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担を活用して、必要に応じて支援を受けることができる。</u></p> <p>第29節 水防等活動計画</p> <p>主な実施機関</p> <p><u>森林・林業政策課</u></p> <p>2 水防活動</p> <p>(4) 河川管理者、海岸管理者、ため池管理者及びダム管理者等は、洪水等の発生が予想される時は、水位等の変動を監視し、必要に応じてダム、せき、水門等の適切な操作を行う。その際、下流地区に対して迅速な連絡を実施する等危険を防止するため必要な措置を行う。特に、ダムで異常洪水時防災操作を行う場合等(ゲートレスダムにおいては非常用洪水吐から越</p> | <p>県災害ボランティア支援センターの設置及び災害ボランティアセンターの活動等について協力するとともに、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等との連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を<u>把握</u>する。これにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努め、またボランティアの<u>生活</u>環境について配慮するものとする。</p> <p>(4) 略</p> <p>(新設)</p> <p>第29節 水防等活動計画</p> <p>主な実施機関</p> <p><u>みどり整備課</u></p> <p>2 水防活動</p> <p>(4) 河川管理者、海岸管理者、ため池管理者及びダム管理者等は、洪水等の発生が予想される時は、水位等の変動を監視し、必要に応じてダム、せき、水門等の適切な操作を行う。その際、下流地区に対して迅速な連絡を実施する等危険を防止するため必要な措置を行う。特に、ダムで異常洪水時防災操作を行う場合等(ゲートレスダムにおいては非常用洪水吐から越</p> |

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

| 修正後 | 修正前 |
|--|---|
| <p>流する場合等)には、県土木事務所等から、直接、市町長等へ情報伝達するホットラインを活用する。</p> <p>3 土砂災害防止活動</p> <p>(1) 市町は、土砂災害警戒区域等がある地域については、降雨等の情報把握に努めるとともに、現地との連絡通報体制を確保し、土砂災害の前兆現象や発生した災害の状況の把握に努める。</p> <p>第30節 海難等災害対策計画</p> <p>主な実施機関</p> <p><u>循環型社会推進課</u></p> <p>第35節 原子力災害対策計画</p> <p>主な実施機関</p> <p><u>森林・林業政策課、循環型社会推進課</u></p> <p>第38節 林野火災対策計画</p> <p>主な実施機関</p> <p><u>森林・林業政策課</u></p> <p>第4章 災害復旧計画</p> <p>第3節 被災者等生活再建支援計画</p> <p>被災者等の生活再建が速やかに図られるよう、<u>災害ケースマネジメントの実施等により</u>、生活相談、災害弔慰金等の支給、生活資金等の貸付、税の減免及び</p> | <p>流する場合等)には、県土木事務所から、直接、市町長等へ情報伝達するホットラインを活用する。</p> <p>3 土砂災害防止活動</p> <p>(1) 市町は、土砂災害危険箇所がある地域については、降雨等の情報把握に努めるとともに、現地との連絡通報体制を確保し、土砂災害の前兆現象や発生した災害の状況の把握に努める。</p> <p>第30節 海難等災害対策計画</p> <p>主な実施機関</p> <p><u>廃棄物対策課</u></p> <p>第35節 原子力災害対策計画</p> <p>主な実施機関</p> <p><u>みどり整備課、廃棄物対策課</u></p> <p>第38節 林野火災対策計画</p> <p>主な実施機関</p> <p><u>みどり整備課</u></p> <p>第4章 災害復旧計画</p> <p>第3節 被災者等生活再建支援計画</p> <p>被災者等の生活再建が速やかに図られるよう、生活相談、災害弔慰金等の支給、生活資金等の貸付、税の減免及び納税の猶予、応急金融対策、雇用対策など</p> |

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

| 修正後 | 修正前 |
|--|---|
| <p>納税の猶予、応急金融対策、雇用対策など必要な措置を講じる。</p> <p>主な実施機関</p> <p>県（広聴広報課、税務課、<u>危機管理課</u>、くらし安全安心課、<u>森林・林業政策課</u>、課健康福祉総務課、経営支援課、労働政策課、農業経営課、水産課、住宅課）</p> <p>1 生活相談・情報提供</p> <p>（２） 県及び市町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、<u>災害ケースマネジメントの実施等により</u>、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。</p> <p>3 被災者台帳の作成</p> <p>市町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や支援措置の実施状況、配慮に要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。<u>また、被災者台帳の作成に被災者支援システムを活用し、被災者支援業務の迅速化・効率化を図るものとする。</u></p> <p>県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。</p> <p>9 応急金融対策</p> <p>（３） 非常金融措置の実施</p> | <p>必要な措置を講じる。</p> <p>主な実施機関</p> <p>県（広聴広報課、税務課、くらし安全安心課、<u>みどり整備課</u>、課健康福祉総務課、経営支援課、労働政策課、農業経営課、水産課、住宅課）</p> <p>1 生活相談・情報提供</p> <p>（２） 県及び市町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。</p> <p>3 被災者台帳の作成</p> <p>市町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や支援措置の実施状況、配慮に要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。</p> <p><u>また</u>、県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。</p> <p>9 応急金融対策</p> <p>（３） 非常金融措置の実施</p> |

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

| 修正後 | 修正前 |
|---|--|
| <p>四国財務局及び日本銀行高松支店は、協議のうえ、災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と連携を図り、民間金融機関（保険会社等を含む。）に対し、必要と認められる範囲内で、次の措置を適切に運用するものとする。</p> | <p>四国財務局及び日本銀行高松支店は、協議のうえ、災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と連携を図り、民間金融機関（保険会社を含む。）に対し、必要と認められる範囲内で、次の措置を適切に運用するものとする。</p> |